

○山梨県警察官駐在所家族報償費の支給に関する訓令

〔平成7年3月31日
本部訓令第7号〕

[沿革] 平成13年11月本部訓令第19号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号）第34条第1項に規定する警察官駐在所、交番及び連絡所（以下「警察官駐在所等」という。）に警察官と同居して警察業務に協力する家族に対する報償費（以下「駐在所家族報償費」という。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この訓令において、支給対象者とは、警察官駐在所等に警察官と同居して警察業務に協力する家族であって、警察本部長（以下「本部長」という。）が認めた者とする。

(支給対象者の申請)

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、支給対象者に該当する者と認めたときは、速やかに駐在所家族報償費支給申請書（別記様式第1号）により、本部長に申請しなければならない。

(支給の認定等)

第4条 本部長は、前条の申請に基づき審査して支給対象者に認定したときは、駐在所家族報償費支給認定通知書（別記様式第2号）により、署長に通知するものとする。

2 署長は、前項の通知を受けたときは、支給対象者にその旨告知するものとする。

(支給金額等)

第5条 駐在所家族報償費の支給金額は、月額79,000円とし、署長が毎翌月に支給するものとする。

2 警察業務に協力する家族の協力日数が当該月の2分の1に満たないときには、駐在所家族報償費を支給しない。

(支給対象者の異動)

第6条 署長は、支給対象者が警察官駐在所等に居住しなくなったとき、他に就職したとき又は長期にわたって療養を要する等警察業務に協力できない状態にあると認めたときは、駐在所家族報償費支給対象者異動報告書（別記様式第3号）により、本部長に速やかに報告し、第2項の通知に基づく

き支給を停止しなければならない。

- 2 本部長は、前項の報告に基づき調査して、支給の停止を駐在所家族報償費支給停止通知書（別記様式第4号）により、署長に通告するものとする。

（名簿の備付け）

第7条 生活安全部地域課長及び署長は、駐在所家族報償費の適正な支給を図るため、駐在所家族報償費支給対象者名簿（別記様式第5号）を備え付け、常に整理しておかなければならない。

（駐在所家族報償費の返還）

第8条 本部長は、この訓令の趣旨にそわない駐在所家族報償費の支給があったと認めたときはこれを返還させるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 山梨県警察駐在所報償費の支給に関する訓令（昭和56年山梨県警察本部訓令第15号）は、廃止する。

附 則（平成13年11月1日本部訓令第19号）

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

様式 略